

最高裁秘書第2889号

平成29年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎 幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年6月8日付け（同月12日受付、最高裁秘書第2760号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成13年度から平成28年度までの間に採用された裁判所事務官の出身大学の分布が採用年度ごとに分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

